

平成15年定例第2回金沢市議会

平成15年6月24日

◆6番（粟森愷君） このたび新人議員として初の本会議に質問の機会を得ました。伝統ある金沢市議会で市民の代表として、市民生活の向上、金沢市勢の発展を最優先に考え、私に与えられました使命を果たすために全力で挑む決意であります。また、議員の中で最年少でございますが、今言われております若年者の政治離れを打開するために、この世代の意見を正確に伝える代弁者、そして行政とのパイプ役として、先輩方が築いてこられた金沢市政がより若い世代にわかりやすく、親しみやすく、そして参加しやすい体制を築いていくことにも積極的に取り組んでいく決意であります。

質問の1点目は、中期財政計画についてお尋ねいたします。

現在、日本は、バブル崩壊以降、長引く不況が続いております。景気回復どころかその兆しさえ見えてこないのが現実です。国政では、国債の残高が平成15年度末で450兆円に上る見込みであり、国民1人当たり約353万円の借金があります。市政におきましても、市債残高が2,355億円で、実質市民1人当たり22万2,242円の借金があります。このような厳しい経済情勢の中、近年の社会問題である少子高齢時代に突入しています。合計特殊出生率は1.32と年々低下傾向にあり、一方で平均寿命は伸びており、2000年の高齢化率は17.4%であったものが、2030年には29.6%と予測され、世界でも例を見ない速度で少子高齢化は進み、社会を構成する年代層は明らかに変化しています。地域により高齢化率に差はありますがけれども、高齢化が進むにつれて社会保障を中心に歳出の増加は避けられませんし、一方、少子化により20から64歳の勤労世代は減少し、当然のこととして税収減となっていくと見られます。少子高齢問題は社会問題としてとらえられがちでありますけれども、実際のところは地域経済に直結する問題であり、その対応が急がれます。こういう社会・経済情勢の中、金沢市も当面の財政運営指針として初の中期財政計画を本年5月に発表されました。決まった範囲内の予算でいかに有効に、そして円滑に市政を運営していくかが大切な責務であることは言うまでもありません。

しかし、先ほど述べたとおり、市債残高は14年度末で2,355億円、それだけの借金を抱えているとい

う状況でございます。しかも、市債に対する元利償還は、15年度予算を見ても253億円、金沢市の予算の15.1%を占め、このうち純粋な金利である利払い費は約61億円です。少子高齢社会で将来勤労世代の社会福祉負担が増加するにもかかわらず、将来を担う子供たちの負担をさらに増加させることは、可能な限り避けるべきだと考えます。

本年度を含め、今後5年間の中期財政計画を見ますと、起債制限比率警戒ライン14%以下ぎりぎりの水準を維持させる目標を立てていますが、本来、起債残高を減少させ起債制限比率の水準をさらに下げる計画があってもよいのではないのでしょうか。そういうふうに思われますが、市長は、どのようにお考えになられているのでしょうか。

また、起債を抑制するには、公共事業のあり方が問われてくると思いますが、少ない財源を効果的に活用するため、今まで以上に費用対効果を考えた公共事業のあり方に配慮すべきであり、そのためには、施策の重点化をより一層図る必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

質問の2点目は、本年4月から始まりました支援費制度についてお尋ねします。

本制度は、これまで行政サイドが障害者に対するサービスを決定してきた措置制度を改め、障害者サイドの自己決定を尊重してサービスを決定するものであり、今、世界じゅうで言われておりますノーマライゼーション社会の実現に向けてつくられた制度の一つであると考えます。金沢市は、1998年度に2005年までの計画としてノーマライゼーションプラン金沢という金沢市障害者計画を発表されました。本年度を含め、残り3年しか残されていません。

このプランには、すべての人が平等に社会の構成員としてあるがままの姿で普通の生活を送ることが当たり前の社会を目指すとする一方で、障害のある人もない人も人間としての尊厳と人権が保障される社会とし、自己決定を可能にする社会など理想的な目標が立てられています。今回の支援費制度は、この計画を実現するためのよい機会であり、そのために、金沢市としましても全力で取り組んでいかなければなりません。当事者の方々から行政の理解が不足しているという声をよくお伺いいたします。

そこでまずノーマライゼーションプラン金沢の現在の達成状況を数字であらわすと何%達成しているのか、そしてプラン達成のために今後どのような取

り組みを行っていくのか、また、本年度中に出され
ます新プランの見直しとあわせてお伺いいたします。

さて、新たな支援費制度がスタートしましたが、
当事者の方々においては不安を抱えながらも本制度
に対する大きな期待を持っています。約2カ月半が
たち、当事者の方々のとらえ方というものに対して
差があるとは思いますが、問題点も見えてきて
います。この制度でサービスを選択するというこ
とは、サービスの内容はもちろん、サービスの時間
も含まれておかしくないはずであります。サービ
スの時間に対する上限というものが行政の側から決
められています。必要なサービスを申請したとし
ても、サービス提供を受ける時間数では前制度の
措置的なものと大きな変化が見られないのが現
実です。

先ほども触れましたが、金沢市が目指している
ノーマライゼーションプラン金沢を具現化させる
ためには、時間的制約があると住みなれた地域
において本人の望む居住の場での生活と社会活
動がボランティアの方々や家族の支えが失われ
たときには不可能となるケースが非常に多く見
られるのが現実です。当事者にしましても、ボ
ランティアの方々や家族の支えにより生活する
ことはそれとして、やはり自立した在宅生活を
送りたいという希望が大半でございますし、こ
のプランの実現のためにも、これまでの視点から
さらに一歩踏み出し、新たな対応が必要では
ないかと考えます。サービス時間の上限を行政
がどういう基準で決定されたのか、また、上限
の設定により本制度でどのようにノーマライゼ
ーションプラン金沢を実現するのか、具体的な方
法も含め御所見をお伺いします。

さらに、本制度には、利用者のサービス選択
や相談などを行うケアマネジャーが存在しませ
ん。ケアプラン作成に多くの当事者は、情報に
対する幅広い収集や正確な理解、適切な判断能
力、また意思伝達の方法に支障があり、何らか
の支援が必要となってきます。今は行政の側が
この対応に当たっていますが、さらなるサービ
ス向上に向け、希望者の方々にケアマネジャー
制の導入も必要だと思っております。どのよう
に考えているのかお伺いします。

次に、サービスの質の向上についてであります。
制度の盲点として、ガイドヘルパーの外出支援
のあり方についてお伺いします。現在、ガイド
ヘルパーというのは外出に対する送り迎えのサ
ービスしか許されていません。例えば、当事者
がプールに行きたいと要望しても、プールの入
口までは送っていただ

けるものの、プールには一緒に入ってもらえ
ない規定になっています。プールに一人で入る
ことが困難な方はボランティアを利用しなければ
なりません。この制度は送迎支援であり、活動
支援でないということです。ほかにも、送迎の
際、ガイドヘルパーの自家用車を利用して移動
することが安全性の面から利用を認められてお
らず、公共交通の利用を指導しています。個人
差はありますが、当事者の方々はバス停に行
くまでに大変な労力を使うことも考えられま
すし、雨が降っていれば傘も差すことができず
雨にぬれてしまう人もいますし、また、公共交
通もしっかりと整備されていません。このよう
な規定があると、せっかくの本制度が十分な機
能を発揮することは非常に困難です。当事者
の切実なる思いを正確に把握して、必要とさ
れるサービスにつくりかえていくことが早期に
求められると考えます。金沢市の役割として、
この実態を国に対し正確に伝えるとともに、
制度の改善を強く申し入れすべきではないで
しょうか。

支援費制度が今後障害者の声を正確に取り
入れ、フットワークのよい対応をとっていき
るようになるために、そして、本当のノーマ
ライゼーション社会を実現するために、私も全
力を挙げて取り組む決意であります。社会
の中で苦しみや将来に対する不安を抱えて
いる方々のために、さらなるサービスの質
を向上させることが求められていると考え
ますが、本市にあっては利用者のニーズに
具体的にどのような方法でこたえていこう
とされるのかお伺いします。

質問の3点目は、公園についてお尋ね
します。

本市には、緑豊かな公園が多数ございま
す。特に、戸室、内川、大乘寺など近年
大きな公園の建設がなされてきました。
しかし、身近な公園の存在は、地区によ
ってかなり差があると感じております。
公園は、地域コミュニティーや子供の遊
び場、災害時の避難場所、まちなかの緑
の潤い、さらには積雪時の対処など、
さまざまな分野で活躍する万能型の施
設であります。

そこで、犀川校区を例にとり、公園の
設置についてお尋ねします。当地区は、
区画整理事業のように事業面積の3%
以上の土地が公園として設置された地
区ではなく、小規模の宅地開発が連続
して行われているところであり、小
さな公園がわずかに存在する地区
であります。住民は若い御夫婦も
多く子供も多く住んでいますが、
公園がないために道路で子供が
遊ぶなど、大変危険な光景を見
受けます。さらに、

地域コミュニティの促進といった観点からも、緑豊かな潤いのある場所で語らいやレクリエーションなどができる公園がぜひとも必要であります。

しかし、日に日に空き地が住宅へと変わっていきます。地域の実情に応じた公園整備の方向性を打ち出し、あわせて整備の際には地域住民がまちづくりを考えるまたとない機会でもありますし、住民主体の公園づくりを推進すべきであると考えますが、市長の考えをお伺いします。

最後に、行政の市民サービスについてお尋ねします。

市役所というところは、市民の皆様からお預かりした税金をいかにむだなく有効に活用し、市民の生活が向上するために設置されているものと理解しています。当然のこととして、市民が主人公で、市民のための行政に徹し、しかも、正確で迅速なサービスを提供する体制であることは言うまでもないと考えます。市長のお書きになられた「金沢に寄せる私の思い」の中で、市民の方々にお客様という表現をされています。市役所全体を見ますと、1階の窓口や一部の課ではお客様が訪ねてこられたときの受け付け体制の準備はされていますが、そのほかの階を見ると職員のデスクが向き合っているところが多く、お客様に対し背を向けている印象を強く持ちますし、逆に言いますと、対面している課は少ないかと思われれます。机に向かって仕事をしていると声をかけにくい、尋ねにくいという声もお聞きしますし、各課でお客様と対面する手だてが必要ではないかと思えます。今日までさまざまな努力がなされてきたと思えますが、デパートや銀行、ホテルに比べますとまだまだサービスという面で見劣りしているのではないかというのが実感であります。サービスがよく、お客様が気持ちよく訪れ、誠心誠意対応し、満足して帰っていただける体制を築いていくことは、この先、金沢市内だけでなく、市外の方々に対してもイメージの向上をもたらすでしょうし、また、世界都市構想を持ち今後とも北陸の観光地の中心的役割を担うためにも、行政の側からサービスの向上について取り組むことは大切なことだと考えます。もし、そういう形で人員配置を行うことが難しい課があるようでしたら、小さなものでもかまいませんので、例えばベルなどを置きまして、すぐにお客様の対応ができる方法もあると思えます。総合窓口を設置しより充実させる方法もあります。「お気軽に声をかけてください」という表示板を設置するだけでも違

うと思います。どこにも負けない金沢市役所のサービス向上に向けて、よい第一印象を与えるためにも、まずは受け付け体制の整備を行い、市民の皆様はお客様であるということを再認識して、サービス体制をしっかりと築き上げていただきたいと思いますが、市民サービス向上策について市長のお考えをお伺いしまして、私からの質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（安達前君） 山出市長。

〔市長山出 保君登壇〕

◎市長（山出保君） 6番栗森議員にお答えします。

まず、市の中期財政計画にお触れでございました。起債の残高を減らしてもっと低く抑える計画が必要ではなかろうかという御趣旨でありました。今の財政事情であります。全国の地方自治体押しなべて、地方債残高というものが累増いたしています。金沢市では、かねてから財源措置のある起債に限って計上するという、そういう方針を堅持してまいったところでございます。類似の他都市に比べますと、指標は、私は、現時点で見るとは悪くはないというふうに思っておりますが、油断をしてはいけません。特に、ここにきて税収の落ち込みが大きいものですから、私は、油断をしてはいけませんということを考えたので、計画の策定を進めたわけでありました。ただ、急激に起債を減らすということになりますと、起債制限比率を確かに落としますけれども、地域の経済の影響も考えなければいけませんし、市民へのサービスの低下につながるようなこともあってはいけませんので、私の計画への思いというのは、急激な変化はできるだけ避けて、なだらかな変化を選択して、これがいいのではなかろうかという思いがあります。これからも、地道な努力を市の職員がみんな心がけて努力していきたいと思つる次第でございます。

公共事業を従前以上に費用対効果の考え方で慎重であるべきでなかろうかという御趣旨でありました。私も同感であります。これまでも公共事業につきましては費用対効果を検討するというをいたして実施しておるところでございます。ただ、財政事情が厳しくなっておりますので、また、これからの国庫補助のあり方、こういうものもかかわってまいりますので、事業の量的な拡大へ、そのこともさることながら、むしろ質的な充実を図っていく。施策の重点化を図っていく、必要かつ適正な投

資に心がける、こういうことに努力をしたいと思えます。

次に、支援費制度について幾つかお尋ねでございまして、ノーマライゼーションプランの達成状況、見直し、そうした具体的なことにつきましては担当の部長からお答えをし、私からは基本のことに触れさせていただきたいと思えます。

お話にもありましたとおり、ノーマライゼーションとは、ノーマルな社会をつくることだと思えます。障害者も健常者も同じような社会での立ち居振る舞いができるように、そんな社会を保障することがこの考え方の基底だろうというふうに思っておりますし、もう一つ、支援費制度とは、障害者を措置権者が一方的に措置をする、そんな仕組みよりも、障害者と事業者が対等な立場で約束を交わして、そしてその約束によって障害者が事業者を選ぶと、そういう考え方が基底にあるわけでありまして、こうした考え方を福祉に携わる者は全部共有していかなければいけない、そのように思っておる次第でございます。市役所も努力しなければなりません。

そこで、これから市長は、利用者のニーズにどのようにこたえていくのか、また、制度の改善を国に申し入れすべきではなかろうかという御発言でございました。利用者のニーズにこたえる具体的な方策につきましては、アンケート調査もいたし、あるいは、市民フォーラムを開いて、そこでの御意見を参考にするというようなことを踏まえて、そしてまた、障害者推進協議会での議論もありますので、こうした御意見も踏まえて、プランの中間見直しをしなければなりませんので、その中で利用者のニーズにこたえる具体的な方策を検討してまいりたいと思っております。

今、国では、障害者の地域支援のあり方に関する検討会なるものを設けていらっしゃるようで、地域生活支援のあり方について検討を始めていらっしゃいます。この検討会に関心を寄せておるわけでございますし、利用なさっている方々からいろいろご要望もあるわけでございますので、このことは承知をしながら、制度上改善することがありとすれば国に伝えて、そしてその善処方を要請してまいりたいと思えます。

次に、公園についてお尋ねでございました。犀川地区に市民主体の公園が欲しい、その必要があるという御指摘でございます。市では、緑の基本計画に基づきまして、計画的に公園をつくってまいりまし

た。ただ、問題点は、地域間で整備格差が生じている、このことだろうと思っております。これからは整備に対する度合い、すなわち計画に対する整備率が50%未満の地域を優先したいと、こんな考え方を持っておるわけでありまして。犀川地区でも公園整備率が低い地域もございまして、今後、諸般の条件、また、住民の方々の御意向を踏まえまして上で前向きに検討したいと思っております。

なお、整備に当たりましては、私は、市民提案型の手法、これを入れたいと、強い願いを持っています。市民提案型の公園はやればいいものになるという、そういう実績も上げてございまして、これからは住民主体の、住民の皆さんによる公園整備、まちづくりを進めていきたいと思っております。

次に、市役所のサービス体制についてお触れでございました。私は、市役所とは市民のお役に立つところと思っております。これを原点として、私初め職員みんなが考えていかなければいけないと思えます。そんな意味で、市と職員に対する重い御発言と受けとめたいと思えます。

今、市民生活に密接な関連のございます福祉とか、あるいは税の部分におきましては1階と2階に配置する。そしてそこに受け付け専用の窓口をつくって、そして常時職員を配置しておるわけでありまして。ただ、その他の部分、3階4階になるわけですが、ここににつきましては、これまでもローカウンターにするとか、あるいはお客様用のいすを設けるとか、また、縦割りを廃したいという思いがありまして、まちづくりに関連する関係課を一つのフロアに集めると、こんなようなこともしてきたわけでありまして。私は、いろんなことをしていかなければなりません。基本は職員一人一人がもてなしの心を持つことだというふうに思っておりますし、職員研修等を通じて強く促していきたいと思えますし、御指摘の職員の机の配置等についても工夫を凝らしたいと思っております。

○議長（安達前君） 古田福祉保健部長。

〔福祉保健部長古田秀一君登壇〕

◎福祉保健部長（古田秀一君） ノーマライゼーションプラン金沢の達成状況、プランの見直し、そしてプラン達成への今後の取り組みについてお尋ねでございました。プランに盛り込まれました284の事業についての進捗状況は85.9%でございます。本市プランが策定から5年を経過することや国の新たな計画の策定、支援費制度への移行などを踏まえ、市

民アンケート調査の実施や市民フォーラムの開催等により障害のある方々みずからの手で作るプランの中間見直しに着手したところでございます。今後ともノーマライゼーションの理念のもと、グループホームや通所施設の整備を初め、在宅サービスの充実を図りまして、地域で自立して生活できるよう支援してまいります。

次に、支援費制度におけるサービス時間の基準の決定、また、上限設定によりプランの実現ができるのかとのお尋ねがございました。サービス時間数については、厚生労働省令で定める勘案事項に基づき、障害の種類・程度や介護を行う方の状況などの聞き取り調査を行いまして決定しているところでございます。プランの理念に沿って決定を行っていると考えておりますが、今後とも適切なサービスのあり方について常に研究に努めてまいります。

ケアマネジャー制導入の件でございますが、本市では、社会福祉士や保健師など6名のケアマネジメント従事者を配置し制度利用に係る相談に当たっているところでございます。加えて、サービス提供事業者や施設は、利用者お一人お一人の個別支援計画を策定することが義務づけられておりまして、事業者や施設と連携をしながらきめ細かい対応を行ってまいります。

ガイドヘルプサービス利用の実態についてお触れでございました。ガイドヘルパーの派遣については、移動に係る交通機関の利用や支援の範囲につきましてきめ細かい配慮は必要と考えており、今後とも利用者の声を聞きながらその努力をしてまいります。

以上でございます。